第七十二条の十三第六項中「法人（第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除く。次項及び第八項において同じ。）」を「法人税法第十四条第一項第一号に規定する内国法人」に、「第十六項及び第二十項、第七十二条の二十四の十第二項及び第三項」を「第十五項及び第十八項、第七十二条の二十四の十第三項」に改め、「（第十五項に規定する場合を除く。）」を削り、同条第七項中「第十六項」を「第十五項」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第十四条第四号」を「第十四条第一項第三号」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第十二項、第二十五項」を「第十一項、第二十三項、第二十八項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「完全支配関係をいう」を「政令で定める関係に限る」に、「及び第十三項」を「、第十二項及び第二十八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「（当該他の内国法人が同法第十五条の二第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの期間は、当該他の内国法人の加入日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその開始の日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。）」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に、「、第十六項、第十八項から第二十項まで及び第二十二項から第二十五項まで」を「から第十八項まで及び第二十項から第二十三項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「解散をした」を「破産手続開始の決定を受けた」に、「解散の日」を「破産手続開始の決定の日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「解散をした」を「解散し、又は残余財産が確定した」に改め、「前日」の下に「又は残余財産の確定の日」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を削り、同条第十八項中「第十四条第十三号」を「第十四条第一項第十一号」に改め、「、連結法人」の下に「（同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。）」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項から第二十七項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十八項中「場合」の下に「（第十五項に規定する場合を除く。）」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「清算中の法人（第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除く。第七十二条の二十三第六項、第七十二条の二十四の九及び第七十二条の二十九から第七十二条の三十一までにおいて同じ。）」を「法人税法第十四条第一項第二十二号に規定する清算中の内国法人」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

28　法人税法第四条の二に規定する他の内国法人が、第十一項又は第十二項に規定する場合に該当することとなつた場合（第十三項又は第十六項に掲げる場合にも該当することとなつた場合を除く。）において、同法第十四条第二項の規定により同項に規定する書類を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　当該加入日（第十一項に規定する加入日又は第十二項に規定する加入日をいう。以下この項において同じ。）から当該加入日の前日の属する法人税法第十四条第二項第一号に規定する月次決算期間（以下この号において「月次決算期間」という。）の末日まで継続して当該他の内国法人と連結親法人又は第十二項に規定する内国法人との間に当該連結親法人又は内国法人による完全支配関係がある場合　第一項及び第十一項又は第十二項の規定にかかわらず、この節の適用については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間を、当該他の内国法人の事業年度とみなす。

イ　第十一項に掲げる場合に該当することとなつた場合　当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間

ロ　第十二項に掲げる場合に該当することとなつた場合において、法人税法第四条の二の承認を受けたとき　当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日後である場合には、当該連結申請特例年度終了の日の翌日の属する連結親法人事業年度終了の日）までの期間

ハ　第十二項に掲げる場合に該当することとなつた場合において、法人税法第四条の三第一項の申請が却下されたとき　当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間（以下ハにおいて「加入前期間」という。）、当該末日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間（当該末日の翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、加入前期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間）

二　前号に掲げる場合以外の場合　第十一項又は第十二項の規定は、適用しない。

第七十二条の十三第三十項中「第二十六項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十九項とする。

第七十二条の十八ただし書中「第八十一条の九の二」を「第八十一条の十」に改める。

第七十二条の二十一第一項中「による」を「と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額とする」に改め、「ついては」の下に「、第三項に規定する場合を除き」を加え、同項に次の各号を加える。

一　平成二十二年四月一日以後に、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十六条に規定する剰余金（同法第四百四十七条又は第四百四十八条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したものを除き、総務省令で定めるものに限る。）を同法第四百五十条の規定により資本金とし、又は同法第四百四十八条第一項第二号の規定により利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした金額

二　平成十三年四月一日から平成十八年四月三十日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く。）による資本の欠損のてん補に充てた金額並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号。以下この号において「会社法整備法」という。）第六十四条の規定による改正前の商法（以下この号において「旧商法」という。）第二百八十九条第一項及び第二項（これらの規定を会社法整備法第一条の規定による廃止前の有限会社法（昭和十三年法律第七十四号。以下この号において「旧有限会社法」という。）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する資本準備金による旧商法第二百八十九条第一項及び第二項第二号（これらの規定を旧有限会社法第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する資本の欠損のてん補に充てた金額

三　平成十八年五月一日以後に、会社法第四百四十六条に規定する剰余金（同法第四百四十七条又は第四百四十八条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。）を同法第四百五十二条の規定により総務省令で定める損失のてん補に充てた金額

第七十二条の二十一第二項中「連結個別資本金等の額」を「減算した金額との合計額」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　連結子法人が事業年度の中途において解散をした場合（破産手続開始の決定を受けた場合を除く。）の当該事業年度における第一項の規定の適用については、同項中「減算した金額との合計額」とあるのは、「減算した金額との合計額に連結事業年度開始の日から解散の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4　清算中の連結子法人が事業年度の中途において継続した場合の当該事業年度における第一項の規定の適用については、同項中「減算した金額との合計額」とあるのは、「減算した金額との合計額に継続の日から連結事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。